

監 査 報 告 書

公益社団法人日本フードスペシャリスト協会の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告します。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等から、職務執行状況の報告及び必要な説明を求め、業務及び財産の状況について調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度にかかる事業報告を検討いたしました。

また、それに関する会計帳簿等の調査を行い、当該事業年度にかかる計算書類及び財産目録について検討いたしました。

2. 監査意見

(1) 事業報告等の監査意見

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

(2) 計算書類及び財産目録の監査結果

- 一 計算書類のうち、福利厚生費に含まれる厚生年金保険料の一部が年金事務所に支払われていないという実態が把握されました。このことについては、今後、年金事務所と協議の上、適切に対応することとします。
- 二 その他計算書類等は、法人の財産及び損益の状況を適正に示しているものと認めます。

令和7年4月18日

公益社団法人日本フードスペシャリスト協会

監 事

田上 敏明



監 事

山口 敏明

